

元代史の研究

安部 健夫 著

昭和四十七年三月 東京 創文社

A5判 五六七頁 索引・英文八六頁

本書は元代史の碩學、故安部健夫氏の論考のうち、元代に關するものを中心に編集されたものである。そして附録として、前に刊行された同氏『清代史の研究』にも收録しえなかった小篇の雜著、および中國史全般にわたる論文を收めており、これで著者の論文のほとんどを、我々は座右に置くことができるようになったわけである。

著者はもう十數年もまえ、京都大學人文科學研究所教授在任中に急死されたかたであり、我々後學にとつて最も残念なのは、この突然の死去によつて、ついに元代史の大筋を論著として公表されることなく終つてしまったことである。著者の元代史に對する熱意と造詣の深さは、氏と親しかつた宮崎市定博士の次の言葉によつてその一端を窺いうるであらう。すなわち、「安部君ほど元代の資料を本格的に讀んだ人は恐らくかつてなかつたであらう。手澤本の『元史』と『元典章』とは餘白がないほど眞赤に朱筆がいてある。」（本書序文）。私自身、本書の末尾に收められた「元人文集史料索

引」の校正を手傳つたおり、びつしり書きこまれた約四千枚の原カードを見せられて、自らの不勉強を恥じたものである。なぜならこれらのカードでさえ、「あきらかに故人の晩年の短い一時期」に作製されたものにすぎないからである。本書に收められた諸論文のいづれもが、こうして史料を丹念に綿密に讀まれたことによる結晶にほかならないのである。

だからここに本書を紹介するにあたり、私のような若輩が箇々の論究された問題について批判することはいっさい避け、著者の述べんとする要旨を誤りなく紹介することにのみ力をそそぎたい。

まず本書の目次（『論文題目』）を掲げると次のごとくである。

- 1 元代知識人と科擧
 - 2 讀元典章札記三則
 - 3 元時代の包銀制の考究
 - 4 元代「投下」の語原考
 - 5 元史刑法志と「元律」との關係に就いて
 - 6 大元通制解説——新刊本「通制條格」の紹介に代えて——
 - 7 生熟券支給制度略考
 - 8 元代通貨政策の發展
- 附録 1 中國人の天下觀念——政治思想史的試論——
- 附録 2 ①羽田博士とウイグル研究 ②故羽田亨先生の業績
- ③ウイグル史偶感二則 ④「西ウイグル國史」雜感 ⑤雍世祿批諭旨 ⑥近世滿洲人の社會 ⑦書評 趙豐田氏著「晚清五十年經濟思想史」
- 附録 3 WHERE WAS THE CAPITAL OF THE WEST UIGHURS?

附録 4 元人文集史料索引

このうち元代史に直接關係があり、しかも著者の「元代史」を窺うための足がかりとなしうと思われる代表論文1・3・6・8をのみ紹介・要約することにした。

1 元代知識人と科擧

この論文は著者の元代知識人論の一部と考えうるものであり、モンゴル至上主義をふりかざして強壓的に統治しようとするモンゴル人に對する彼ら知識人の文化主義的・中華主義的對應の二様式を、科擧問題を軸として考察したものである。

著者はまず、元人にとつても最初の科擧と意識されていた太宗十年戊戌の選試の考察から論を起す。この時の選試が、混乱していた當時の知識人の前途に希望を持たせたことなどを述べ、さらにその科擧法が、完全に金代のそれを踏襲したものであり、知識人の詞賦科偏重の傾向も、金代以來の傳統を繼承したものであったことを述べる。

次に當時金代文化の繼承者をもつて自らを任じていた漢人世侯、なかでもそれが著しい東平の嚴氏の文化保護とそこの學風について述べる。嚴氏は金末以來流浪していた文化人を招集・保護し、また府學を復興した結果、東平は北中國の文化の中心の觀を呈するにいたつた。だがここで注意すべきは、東平府學立學の精神が依然として科擧受験の準備教育をめざすものであり、しかも教育内容は詞賦の能力を高めることであり、入學生徒の期待もまた、これを足がかりに官界へ進出することであつた。彼らは中央朝廷にも一つの派閥を作つて勢力を扶植したが、なかでも目立つのは、その翰林院への進出であつたことを述べる。

こうして地方における文化活動（金代文化の繼承・復興）を述べたあとで、次にこれとは全く傾向を異にする文化活動が中央（燕京）に新たにあらわれたことを述べる。すなわち燕京太極書院の創設によつて象徴される性理學あるいは道學の導入である。この動きの中心人物であつた朱子學者許衡は、國子學において純朴なモンゴル人を道學的に教育せねばならぬと考え、これに熱情をそそいだことを述べる。

以上、著者は漢人世侯の文化保護と、中央政府での新しい動きという二つの文化主義の流れを述べたあと、次にその比較にうつる。すなわち前者から生まれる一派は文章派（文苑派・翰林院派）ともいふべく、後者の一派は德行派（儒林派・國子學派）ともいふべきグループで、両者は相反撥しあわないまでも、ほとんど觸れあうことのない流れであつた。文章派において尊重されるのは風雅であり、彼らの活動こそが元曲成立の眞の背景であつたのに對し、德行派が尊重するのは自己の人格の陶冶であり、學問的な廣い視野であつた。両者は科擧に對する見解においても異なり、文章派が殆んど手放しの科擧體贊者であつたのに對し、德行派は童蒙の教育にのみ熱心で、科擧に對しては消極的態度をとつていたことを結論として述べる。

3 元時代の包銀制の考究

この論文は、中國稅制史上特異な存在であるにもかかわらず、ともすれば空白のままに放置されてきた元代の包銀制に關する本格的考察である。しかも著者の廣い視野と緻密な考證があいまって、この論文をして單に包銀制の考察にのみと定めることなく、元代經濟史ともいふべきものにまでしている。

著者はまず「一 包銀制關係の用語のいろいろ」において、元代税制體系においてしめる包銀の位置を概略して、それが絲料とならんで科徴された差發の一部であると述べ、しかもこの「差發」の由來を、モンゴル人がチングス汗時代から持っていた *paig* (徴發) の觀念に求め、これが中國的な「差發」の中にひそみこみ、やがて制度化されたものであるとして、元代包銀制の由來の特異性を認識させる糸口ともしている。

ついで「二 元初華北での通貨状態」において、包銀税制が銀納形態をとったのは、銀が絲とならんで當時ふつうに使われていた貨幣であつたからだと斷ずる（なお本書收録「8 元代通貨政策の發展」参照のこと）。

「一、二」で包銀制開始に至るまでの伏線をうちおつた著者は、「三 胎生期の包銀制」ではじめて原初形態のそれを述べる。すなわち包銀制は、モンゴル人・西域人の銀に對する欲望から課徴される銀だての額外公需の重壓・煩苛に對する、漢人がわからの現實主義的な妥協策として、あるいは一地方政權の善意によつてはじまつた。一地方政權とは眞定の守臣（史天澤？）であり、かれはただ歳費によつて税額を一定し、しかも貧富で税額の差等をつけて負擔の均衡をはかうとしたことを述べる。

さらに「四 六皇后憲宗期の包銀制」において、「三」で考察した地方的包銀制が、いかなる經緯をへて中央制度化（「國稅化」中央集權化）するかを述べる。この動きを擔つた中心人物は、西域人アブドゥル・マンであり、また彼の包銀制導入失敗・失脚後をひきついで同じ西域人の財政家であるヤラワチであつた。彼は六兩包銀制を施行したが、漢人世侯らの反對によつて彼の失脚直後に四

兩制に切りかえられた。にもかかわらず、この銀納制という方式は農民の生活を壓迫し、生きるだけで精一杯という状態にまで追いこんでいたことを著者は見ている。著者はまたヤラワチがかつてトランスオクジアナで實施した徵稅法と中國包銀制との相似に着目することによつて、包銀の内實をいっそう明晰に把握しなす。すなわち、(a)貨幣で支拂われる。(b)軍戸・站戸・使臣などの勞役の一部を民戸が代つて負擔する。(c)貧富によつて税額がちがう。(d)一年一度きりですむ税課である。

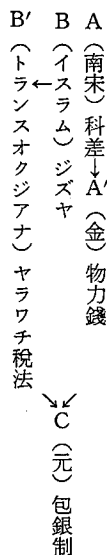
このように國稅化した包銀はやがて變化をきたす。「五 世祖中統期の包銀制」における著者の考察によれば、その變化とは、①逃戸を移住した現地で重抄し、「交參戸」としてふたび納税させることによつて、「見戸包納」の不合理さを解消したことであり、②また中統四年には包銀をすっかり交鈔で納付することを認めたことであり、③さらに五年には各戸を貧富の差によつて三等に編排した冊帳「鼠尾冊」を作製して、貧富の實に從つて公平に科差をわりつけるようにしたことである。

包銀制はさらに變革をこうむり、變質するまでに至る。すなわち「六 世祖至元期以後の包銀制」は、著者によれば、官吏の俸鈔を包銀の附加税として帶納したことによつて、包銀制の特徴の一つである定額「一度の原則」が廢棄されたことから變質しはじめる。

この傾向は和雇・和買などの差役や、里正・主首などの戸役が、もはや包銀そのものよりも大きな公課となり、貧富の等格付けがなされてある「鼠尾冊」に從つて徴收される包銀は、これら差役交付のための基準税と化してしまふことに明瞭にあらわれると著者は結論つける。

さらに著者は、江南に導入された包銀制にまで考察をすすめ、それが華北とはことなり、土地を持たず營業する戸のみを対象としたものであり、しかも實施後數年にしてやかましい反對にあつて廢止されたことを述べる。

こうして元代包銀制の實態についての緻密な考察を加えた著者は、さらに「七 中國税制史上の包銀制」に筆を進める。著者の推察する元代包銀制に至るまでの流れを、圖式化することが許されるなら次のようになるであらう。



こうして著者は包銀制は東方的税制と西域的税制とが相觸れあつたことによつて發生したものと推察し、さらに明代銀差制への展望を述べる。すなわち、元代の包銀制と明代徭役の銀納制とは、直接の關係は見られないが、しかも金末・元初以來の「銀だて經濟」が潛流として明代に流れていたのではないかとするのである。

6 大元通制解説

本論文は昭和五年に影印本「通制條格」が出版されたのを機會に、大元通制の解説を試み、その内容および編纂過程を考察したものである。

著者はまず大元通制骨格の復元を試み、それが、(一)、制詔 (二)、條格 (三)、斷例 (四)、別類の四綱によつて構成されていたものとする。そして、(一)制詔は虚飾的存在であり、(二)條格は令的法規を主として他に若干の格的・式的法規をも包含する一種の行政法典 (一令

典)であり、(三)斷例は判決例(決斷事例)と律的法規(決斷通例)とを包括する一種の刑法典(「律的」)であり、(四)別類は遠邊地方關係の行政法典と刑法規とによつて構成されていたものであつたと斷ずる。さらにこの法典系統について論じ、大元通制の全體裁が、ほとんど完全に金の泰和律令ならびに敕條と一致するとしている。大元通制とは金法典を繼承した律令風の法典であつたわけである。

つぎに著者は大元通制頒行の歴史的意義の考察に移り、それがモンゴル主義に對抗したところの中華主義的政治意識成長の所産にはかならず、この頒行に至る過程は、そのまま政治意識の華化過程をあらわすものとする。すなわちこの過程を三期に分ち、(1)世祖期に金の泰和律循用が禁じられるとともに、律令風法典の編纂がなされたが、モンゴル主義絶対優勢の状況下ではもちろん頒行されることがなかった。(2)次の成宗期には大德律令がなつたがやはり頒行されることなく終り、さらに仁宗期になつた大元通制も、やはり在廷のモンゴル主義者に阻まれて頒行まで八年の年月を待たねばならなかつた。いいかえればモンゴル・中華の兩主義の熾烈な抗争が繰りひろげられていた。(3)英宗期の至治三年に至つてはじめて大元通制が頒行されたのは、中華主義がモンゴル主義と對等・互角の地位を占めるに至つたことを意味する、と著者は考えるのである。

さらに著者は、文宗期に成立した經世大典法典門(「憲典」)と、それ以前に成立していた元典章・大元通制との關係を考察することによつて、政治意識の華化過程がいつそう進展したことを檢證する。著者は、憲典の編纂にあつたのは、元典章と大元通制とが最も主要な資料とされたであらうとし、しかも元典章・大元通制から憲典への改變に注目する。典章・通制の生硬粗野な白話文體が、憲典

においては洗練された雅文體に改變され、またその實質においても前二者中の決斷事例(判決例)が、後者にあつてはすべて通制に修正されたことを指摘するのである。著者によれば、この整理化・洗練化は政治意識の華化過程を表わすものにはかならない。すなわち經世大典を誕生させた文宗期は、華化過程の第四期にあたつており、この時期になつてやつと中華主義が勝利することになった、と著者は考えるのである。

なお本書に收められた「元史刑法志」と「元律」との關係は、「大元通制解説」の附篇・補論として讀むべきものであろう。この論文は、「元律」ともいふべき法典の編纂がなされたが、すくなくとも頒行されなかつたこと、したがつて元史刑法志は「元律」をもたにしてなつたとは考えられず、經世大典中の憲典からの抄録にほかならぬことを、明快にして緻密に論證したものである。

8 元代通貨政策の發展

これは昭和十四・五年度京都大學文學部における著者の講義を、著者自身のノートをもとに聽講者のノートを參照しつつ整理したものであり、したがつて活字になつて發表されるのは本書が初めてである。ただ残念なことは、元代の本格的紙幣のはじまりである中統交鈔の解説に入つたところで、講師病氣のために講義が中止されてしまひ、もし講義がこのまま續行されていたら非常な雄篇になつていたのであろうことが、たしかに豫想されることである。したがつて本論文は、「元代通貨政策前史」ともいふべき未完成なものであり、また前に紹介した「元代包銀制の考究」中の「一元初華北での通貨狀態」と重なる部分も多い。そこでここでは、特に重要と思われる箇所のみを要約するにとどめる。

(1)まず著者は、中統以前すなわち金末・元初の華北では、銀・絲の貨幣的使用が盛んであつたことを述べる。銀が使用された原因として、金末の不換紙幣の濫發と銅錢の缺乏、および使用禁止という内部的諸原因のほか、銀經濟に習熟していた西域系民族が當時の中原において社會的經濟的な活動をしてゐたことが、外部的原因として大きかつたことを指摘する。また太祖時代以來、絲による科差が行なわれていたことは、絲をもつて貨幣の用途にあてることが相當廣汎に行なわれていたことを示すものと指摘する。このように元初には銀・絲が中心の貨幣であつたが、觀念的には銀は商人的・富人的ないしは西域人的なものであり、これに對して絲は農民的・貧民的ないしは漢人的なものとして對立して理解すべきだとしている。

(2)蒙古の河北統治がすすむにつれ、不便な銀・絲の貨幣的使用をやめて、紙幣を發行しようとする機運が興ってくる。だが漢人世代が各地に割據し、おのおの紙幣印造權を持つたこの時代にあつては、統一的紙幣の發行はもとより不可能であり、地方的紙幣の發行がなされたのみであつた。こうした地方的紙幣發行のなかでも特に注意すべきは、太宗時代にはもはや名義的には中央政府紙幣が發行されたこと、憲宗期には「寶鈔」が印造されたこと、そしてまた世祖時代の「中統交鈔」に直接つながるべき「交鈔」が彼の潛邸時代の直接的勢力範圍であつた邢州・京兆・河南において發行されたことであると指摘する。

(3)中統交鈔の發行は、政治的集權化と並行した經濟的集權化への手段であつた。こうした經濟政策を推進した實務派ともいふべきグループには、世祖の潛邸時代から政治的經歷や精神において一貫性

を見ることが出来る。すなわち、邢州・京兆發行の交鈔や中統交鈔の責任者であった劉秉忠・商挺・王文統らには一種の朋黨關係が見られ、彼らは張文謙・竇默・姚樞・許衡ら、北方學派ともいふべき周・程・朱の學を修め、吏業を輕蔑するグループと、隱然對立するものであったことを指摘して、講義は中止されている。

以上著者の元代史に關する代表論文を紹介・要約したのであるが、では著者は、何を元代史の中心課題としたのであろうか。本書の諸論文より推察するかぎり、他の多くの元代史研究者がそうであるように、著者においてもやはり、異民族支配の問題が元代史の中心課題であった。この視點より、中國統治における西域からの影響が論じられ、宋・金―元―明の連續と斷絶が考察される。また同時に、モンゴル至上主義と中華主義の對立・角逐が元代史を特徴づけるものとされ、主要な矛盾として捉えられる。このことは本書の論文1・3・6で明瞭に讀みとりうるであらう。

こうした著者の視點、およびそれから導かれる研究成果に問題がないわけではない。まず問題とすべきは、著者の元代史への視點が、このようにモンゴル至上主義と中華主義との對立・矛盾を中心としたため、漢人間の對立、生産關係の矛盾の視點が完全に没却されてしまったことである。著者によれば、漢人はモンゴル人に對して一致團結して對抗措置をとったもののごとくである。そしてこうした視點に立てば、現實的施策の動機は、おのずと善意・正義といった心情的なものに求められやすい。たとえば包銀制の誕生を、モンゴル人の理不盡な誅求に對して、「漢人の間での貧富による負擔の公平化を圖ろうとした」「一地方政權の善意」によるものとしたり、鼠尾冊作成の動機を、「貧富の間の稅課負擔の不公平に對する

公憤―一種の理想主義」に求めたりしているのはこれである。

同じく著者は、「元代知識人と科擧」において、德行派をモンゴル至上主義に對する中華主義的對抗者としてのみ把握したから、彼らが唱える程朱子學が、實質的には支配者（鄉村社會における地主らも含めた）により適格的なイデオロギーを持つものであったことを忘れる結果となった。著者のこうした觀點からすれば、白蓮教徒らによつてひき起こされた元末の反亂も、單純に民族主義的なものと解釋されてしまふであらう。

また著者は、このようにモンゴル・中華の兩主義の對立を中心課題に据えながら、政治的に最も冷遇されたいわゆる南人の動向、元朝顛覆の原動力となつた江南の實態についての論究を全く缺いており、このことは我々にもたたりなさを感じさせずにはおかない。

こうした若干の問題點はあるものの、著者の緻密な考證によつて究明された多くの事柄は、もはや我々の共有物となっている。なお本書末尾に收められた「元人文集史料索引」は、かつて京大人文科學研究所元典章研究班によつて油印に付されたものの再録である。著者みずからの研究に資するために作成されたものであつて精粗はげしく、一文集についても全卷にわたつて蒐集した完全な索引ではないが、これもまた元代史を研究するものにおおいに便益をもたらすであらう。

（夫馬 進）